

学（園）則変更条項新旧対照表

新 学（園） 則	旧 学（園） 則
<p>(名称) 第2条 本校は、〇〇〇小学校という。</p> <p>(休業日、臨時授業及び臨時休業) 第8条 休業日は次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 土曜日 (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日 (4) 夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで ・ ・</p> <p>(教職員組織) 第25条 本校に次の教職員を置く。 (1) 校長 1名 (2) 教頭 1名 (3) 教諭 30名 ・ ・</p> <p>附 則 1 この学則は、〇〇年〇月〇日より施行する。</p>	<p>(名称) 第2条 本校は、▲▲小学校という。</p> <p>(休業日、臨時授業及び臨時休業) 第8条 休業日は次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日 (3) 夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで ・ ・</p> <p>(教職員組織) 第25条 本校に次の教職員を置く。 (1) 校長 1名 (2) 教頭 1名 (3) 教諭 27名 ・ ・</p>

〇〇学園寄附行為変更条項新旧対照表

新	旧
<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 〇〇高等学校 〇〇課程 〇〇科 (2) 〇〇中学校</p> <p>(役員) 第6条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理 事 7人 (2) 監 事 2人 2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。</p> <p>(評議員会) 第18条 本校に次の教職員を置く。 2 評議員会は、15人の評議員をもって組織する。</p> <p>附 則 この寄附行為は、千葉県知事の認可の日（〇〇年〇月〇日）より施行する。 (注) 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示する。</p>	<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 〇〇高等学校 〇〇課程 〇〇科</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理 事 6人 (2) 監 事 2人 2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。</p> <p>(評議員会) 第18条 本校に次の教職員を置く。 2 評議員会は、15人の評議員をもって組織する。</p>